

整理番号 《督促番号》

6 生 都 管 第 8 2 号
令 和 6 年 4 月 2 3 日

《法人名称》

《役職》 《通知者氏名》 様

東京都生活文化スポーツ局
都民生活部長 柏原 弘幸

督 促 書

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第13条第2項により設立登記完了届出書を提出することが義務づけられていますが、貴団体については、令和6年4月18日現在、設立登記完了届出書の提出がありませんでしたので、下記のとおりご提出ください。

期限までにご提出がない場合は、法第13条第3項に規定する設立の認証の取消しに該当するおそれがあり、今後、同項に基づきその手続を進める場合もありますのでご留意ください。

また、本督促書と行き違いに提出済みの場合は、大変恐縮ですが、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 提出すべき書類 （※封筒に整理番号 《督促番号》 と必ずご記入ください。）

- ・ 設立登記完了届出書（第2号様式） 1部
- ・ 登記事項証明書（提出の日前六月以内） 1部
- ・ 設立当初の財産目録（書式第11号） 1部

2 提出期限

令和6年5月14日（火曜日）【必着】

3 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側

東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当 指導班

電話 03-5388-3095

市民への説明の要請について

督促期限（令和6年5月14日（火曜日）【必着】）までに設立登記完了届出書（以下「本件書類」といいます。）の提出がない団体については、令和6年5月15日（水曜日）をもって、東京都における「NPO法の運用方針」に基づき「市民への説明要請」を実施しますので、下記1に掲げる点について、下記2のとおり市民への説明を実施してください。また、その実施された説明内容等について本都まで書面にて送付いただきますよう要請いたします。併せて、本件書類を速やかに提出していただきますよう督促いたします。

なお、市民への説明を要請した団体の名称及び、本都へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有されるよう、また、所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から本都ホームページ上に掲載して公表します。

記

1 説明していただきたい点

期限までに本件書類の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定

2 市民への説明

（1）説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるもので、参考例としては以下のものがあります。また、説明内容を記載した文書を本都に対し送付し、本都のホームページに掲載することによって代替することもできます。

（例）

- ・貴団体の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・貴団体が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。）

（2）説明開始の期限

令和6年5月29日（水曜日）

（3）本都への書面送付期限

令和6年6月12日（水曜日）【必着】

【本件問い合わせ・提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎19階南側

東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課NPO法人担当